

2023年10月2日

吸収分割に係る事後備置書類

(吸収分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第801条第3項第2号に基づく開示事項)

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役 古宮 洋二

福岡市博多区博多駅前三丁目8番10号
J R九州保険コンサルティング株式会社
代表取締役 高橋 晶

J R九州保険コンサルティング株式会社（以下、「吸収分割承継会社」という。）及び九州旅客鉄道株式会社（以下、「吸収分割会社」という。）は、2023年8月8日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、吸収分割会社の事業開発本部保険事業部が営む事業に関して有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行いました。

本件吸収分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、次のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1項）
2023年10月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）
吸収分割会社においては、本件吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第785条）
吸収分割会社においては、本件吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求について（会社法第787条）
該当事項はありません。
 - (4) 債権者異議手続について（会社法第789条）
吸収分割会社は、会社法第789条第2項の規定により、2023年8月16日付の官報に

より債権者に対して公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、吸収分割会社には知れたる債権者がいなかったため、会社法第 789 条第 2 項の規定による催告は行っていません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、吸収分割承継会社に対して本件吸収分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第 797 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に従い、本件吸収分割を行う旨等を株主に通知しましたが、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2023 年 8 月 16 日付の官報により債権者に対して公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、吸収分割承継会社には知れたる債権者がいなかったため、会社法第 799 条第 2 項の規定による催告は行っていません。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日をもって、本件吸収分割に基づき、吸収分割会社の本件吸収分割対象事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が、吸収分割会社から承継した資産及び負債の額の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：100 百万円（概算）

承継負債の額：5 百万円（概算）

4. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 10 月 2 日

5. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上